

第 3956 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 3月12日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

延納

Q：確定申告における税額がかなりの額になり、一度に納められません。どうしたらいいでしょう？

A：延納を利用してください。

【解説】

確定申告における納税額が多く、一度に納められないというときは、延納制度を利用してください。延納には、所得税と贈与税の延納があります。

① 所得税の延納

確定申告における税額を平成22年3月15日（振替納税を利用している人は平成22年4月22日）までに一時に納付できない人は、税額の2分の1以上を同日までに納付すれば、残額は平成22年5月31日まで延納することができます。延納をしようとする場合には、確定申告書に延納事項を書き込む欄がありますので、そこに記載する必要があります。ただし、延納する場合には、完納するまでの期間について、年4.3%の割合で計算した利子税を納めなければなりません。

② 贈与税の延納

納期限までに金銭で一時に納付することが困難である場合で申請書及び担保提供関係書類を提出するなどの一定の要件を満たすときには、5年以内の年賦による延納をすることができます。ただし、延納期間中は分納期間ごとに日本銀行が定める基準割引率に応じた割合年3.8%で利子税がかかります。

